

受講手続き案内

玉掛け技能講習

佐賀労働局長登録1-1
有効期間満了日 令和11年3月30日

つり上げ荷重が1トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくは、デリックなどの玉掛けの業務に必要な講習です。
「玉掛けの業務」とは、つり具（ワイヤロープ、チェーン等）を用いて行う、荷かけ及び荷はずしの業務です。

- ① 講習日 申込書のとおり
- ② 講習会場 当協会講習場（佐賀県小城市三日月町堀江1721）

講習場への地図、受講するために**用意する物等の注意事項は申込書の2ページ目**に掲載いたしておりますので、受講される方へ必ずお渡しください

2 定員 各実施日30名(定員になり次第締切り。但し5名に達しない時は中止する場合があります。)

3 講習科目の一部免除を受けることが出来る方は、次のいずれか一つの資格を有する方です。

○クレーン・デリック運転士免許(各限定免許可)、○クレーン運転士免許、○移動式クレーン運転士免許、○デリック運転士免許、○揚貨装置運転士免許、○床上操作式クレーン運転技能講習修了、○小型移動式クレーン運転技能講習修了

(免除を受けたい方は、資格を証する修了証、免許証等の写しを申込書に添付のうえご提出ください。)

4 講習科目・時間・受講料 (申込書の2ページ目に掲載)

5 申込方法

別紙の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票
- ② 受講料
- ③ クレーン関係免許証か修了証の写 (免除を受ける場合)
- ④ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し (詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください)

- (1) 持参の場合 当協会窓口にて「申込に必要なもの」一式を持参してください。
- (2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会 (☎0952-37-8277)
- (3) 振込の場合 「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。
※ 前記③④は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

シヤ) サガケンロウトウキジュンキョウカイ

振込口座 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの **ネットから講習申込** からでも申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbiq.jp



6 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。
入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、適格請求書等に該当する領収証を発行します。
- (3) 「本受付」後に、頂いた**申込書に受講番号**を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したもの（申込書の次頁に掲載）と一緒に**受講される方に必ず、お渡しください。**
- (4) テキストは初日に配布します。
- (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。